

# 各種制度について

## ■「再資源化物回収推進報奨金制度」 集団回収をする団体は事前に登録手続きが必要です

大村市では、子供会・町内会などの団体が行う古紙・古繊維・ペットボトル類の**集団回収活動**に対し**報奨金**を交付することで、資源物の有効活用、分別排出等の促進などのリサイクルを推進していきます。

※報奨金額(平成 30 年 4 月現在 1 kg につき 4 円)

### 要件

- あらかじめ登録されたリサイクル業者を決めた上で、集団回収団体としての登録が必要です。(代表者や報奨金振込み口座が変更になった場合は、必ず届け出をして下さい。)
- 報奨金の申請の際は、リサイクル業者の引取証明書が必要です。

## 資源物の集団回収に協力しよう。

地域や子供会等で行う**集団回収**に参加し、**有効な資源をリサイクル**しましょう！

<b>対象品目</b>	1. 新聞・チラシ 2. 雑誌・箱類・カタログ類・包装紙・厚紙・ノートなど 3.ダンボール 4. 衣類・古布 5. ペットボトル
<b>登録受付</b>	市環境センターにて随時受付いたします。(P12 参照)



## ■「ごみステーション整備補助制度」

- ・可燃ごみステーション(おおむね 10 世帯以上) 詳細は環境センターにお尋ねください。
  - ・不燃・資源物ステーション(おおむね 50 世帯以上) 整備費用の 45/100 以内(補助額 9 千円～27 万円)
- ※整備前に、補助金の申請、交付の決定を受ける必要があります。

## ■「生ごみリサイクル(堆肥化)補助制度」 ～ごみの減量化にご協力を！！～

大村市では家庭の生ごみ減量化のために次のような補助及び無償貸与を行っています。

### ①家庭でできる生ごみリサイクル(堆肥化)

- ・堆肥化容器マジックボックス・コンポストの無償貸与

※ マジックボックス、コンポストはどちらかを世帯に 1 個まで無償貸与します。

- ・電動生ごみ処理機購入の補助 購入額の 30 / 100 以内 (補助額 9 千円～2 万 7 千円)

※電動生ごみ処理機の補助については、**購入前に補助金の申請、**交付の決定を受ける必要があります

### ②生ごみリサイクルの出前講習会

専門講師または職員が皆様の町内などに出向き、生ごみリサイクル(堆肥化)の方法やほかしの作り方などの実演・講習を行います。

☆ご希望の方は町内会・事務所・グループ・PTA など 10 人以上でお申込みください。



**【お申し込み・相談は】 大村市環境保全課 電話 53-4111【内線143】**

## ■「その他各種貸与制度」

- ・**ガラス、猫対策ネット** おおむね 1 ヶ所 5 世帯以上の燃やせるごみステーションを管理されている場合、お貸ししています。
- ・**分別用コンテナ** 現在、資源物・不燃物用(アルミとスチール等の区別表示はありません。)及び危険物用のやや小型(ガラスの割れた物など用)の 2 種類をお貸ししています。(ステーションの管理者が申請してください。)
- ・**ボランティア袋**  
(燃やせるごみに限る) 町内のボランティア活動によって生じたごみについて利用できます。  
申し込み方法：町内会単位、諸団体、グループでも可(印鑑持参)  
配布枚数：1 回の申し込みで **50 枚(限度)**  
※イベントごみは除く